

電源Ⅰ周波数調整力募集要綱の意見募集に寄せられた意見・問い合わせに対する回答について

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	回答
1	電源Ⅰ-a	P8 第3章 用語の定義 4.発電機等性能(2)	オンライン設備に関して、旧一般電気事業者の所有設備特有のものになるため、同等性能を持つ簡素な仕様やオフライン発電所を検討頂きたい。		周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号を送受信できる機能を具備いただくことを要件化しております。なお、国の実証事業において、2021年度の需給調整市場開設後の調整力への対応を目指した「中給接続」に関しての実証（中給接続を想定した簡易指令システムの「セキュリティ対策の実施・評価」や「上り情報の確認・評価」と想定）が、2019年度以降の実証・事業計画（事業性、開発計画）とされています。
2	電源Ⅰ-a	P15 第5章 募集概要 周波数制御・需給バランス調整機能の詳細	旧IPP電源の参入が容易となるように、旧IPP電源が減点とならない要求水準まで機能要件の緩和を検討いただきたい(AFC変化速度の要求水準を5%以上から4%以上にするなど)。	経済的な調整力確保の面から、旧IPP電源は今後重要な役割を担っていくと考えられる。しかし現在の要件では旧IPP電源でも減点なしでの入札は困難であり、結果として昨年度、今年度とも、旧一電保有の電源が太宗を占めている。	周波数制御・需給バランス調整において必要な要件としております。（なお、各要件を満たさない場合においても応札いただくことは可能です。（詳細は各募集要綱をご覧ください）
3	電源Ⅰ-a	d 周波数制御・需給バランス調整機能（様式4）	周波数制御機能は性能仕様とし、詳細仕様は自由とすべきではないか。		周波数制御・需給バランス調整において必要な要件としております。（なお、各要件を満たさない場合においても応札いただくことは可能です。（詳細は各募集要綱をご覧ください）

電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱の意見募集に寄せられた意見・問い合わせに対する回答について

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	回答
1	電源Ⅰ'	P6 第3章 用語の定義 1. 電源等分類 (11) DR (ダイヤモンドレスポンス) (12)アグリゲータ	「需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制もしくは増加すること」「単独または複数の、DR を実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者」とあるが、ネガワットとポジワットの評価を統一すれば、普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮量を増加させることが出来る需要家の参入につながるのではないかと。		常時、系統に電力を逆潮している需要家さまが、系統への逆潮流による供出にて入札にご参加いただいた場合に、負荷抑制により逆潮流を増加させることは否定しておりません。
2	電源Ⅰ'	P14 第5章 募集概要 1.(4) 入札単位	「入札は、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位（kW）で実施していただきます。DRを活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータが、容量単位（kW）で入札していただきます」とあるが、普段は系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮出来る容量の自家発を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮分の電力を足し合わせた容量をDRの容量とみなすことが出来るのではないかと。 例：構内負荷が1,500kWであり、1,000kWの自家発を2台保有しており、普段は1台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から500kW受電しているが、遊休自家発を活用すると、500kWの逆潮が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。		「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（平成28年10月17日経済産業省）に、電源Ⅰは「原則としてユニットを特定した上で、容量単位による応札を受け付ける」とされています。これにより、逆潮流が発生する場合は、ネガワット分と逆潮流分は混成させることなく、発電設備として応札いただきますようお願いいたします。なお、逆潮流についての契約がなく、調整力提供に伴い新たに逆潮流が生じる場合は、系統連系に係る手続きが必要となります。
3	電源Ⅰ'	P16 第5章 募集概要 1(5) 他の調整力への入札の取扱い c (b)	(原 案)複数の需要者をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようにしていただきます。また、供出電力（kW）の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 (修正案)また、供出電力（kW）の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めることとする。 【質問】電源について、エリアを跨いだ供出電力の明確な区分が可能と判断されたと推察するが、なぜ複数入札が認められるのか、具体的にご教示いただきたい。	他の調整力公募への入札にあたり、電源のみが複数入札できることになり、電源とDR間で非対称性が発生するため。	供出電力（kW）が明確に区分できるのであれば、入札段階で別の応札としてください。 電源については、ユニットを特定したうえで容量単位の入札であることから明確に区分ができると考えております。
4	電源Ⅰ'	P18, P20 第5章 募集概要 1(8) 出力調整幅 3(1) 運用要件 b	(原 案)P18では1時間未満、一方P20では3時間以内で出力調整をするとなっている (修正案)P18の記載を、3時間以内に変更	混乱を避けるため	需給運用の柔軟性の観点から「指令から調整までの時間が短いもの（1時間未満）」として非価格要素評価点を設けておりますので、原案どおりとさせていただきます。 応動時間の3時間とは異なりますのでご注意ください。

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	回答
5	電源Ⅰ'	P18 第5章 募集概要 3(1) 運用要件 a	(原 案)なお、本運用要件の範囲内において、当社は、当社供給エリア以外を含む需給調整コストの低減のために電源Ⅰ'厳気象対応調整力を活用します。 (修正案)なお、落札後の契約協議が整った場合には、本運用要件の範囲内において、当社は、当社エリア以外を含む需給調整コスト低減のために電源Ⅰ' 厳気象対応調整力を活用いたします。	電源Ⅰ' 参加にあたって、需要家には「入札先となる属地 TSOエリア内で厳気象により需給ひっ迫が発生したとき」にDRが活用されると説明しているため、他の隣接TSOエリアでの活用については、需要家の予見可能性と納得感に配慮しながら、落札後の協議とさせていただきたい。"	当社供給エリア以外を含む需給調整コストの低減のために電源Ⅰ'厳気象対応調整力を活用することを前提に公募を実施いたしますので、活用目的をご理解の上、入札いただきますようお願いいたします。
6	電源Ⅰ'	P18 第5章 募集概要 3(1) 運用要件 a	【質問】提供期間が1年となっているが、年間を通じて目的外活用が禁止されるのか。		RFC開始時点では、調整力提供期間を1年としておりましたが、提供期間の明確化の観点から、調整力提供期間を厳気象発生月（具体的には、7月から9月および12月から翌年2月）に変更いたします。
7	電源Ⅰ'	P20 第5章 募集概要 3(a) 運用要件 i	(原 案)また、当社からの指令および要請は、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります。 (修正案)当社からの指令は、1日に1回を基本とします。別途協議の上、1日に複数回の指令、連日の発動を行う場合があります。ただし、入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業者には、非価格要素評価点の対象といたします。	同日中の複数回発動および連日の発動に対応できるDRは限られているため。	電源Ⅰ'は需給状況によっては、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります、要件として求めていますので、原案どおりとさせていただきます。
8	電源Ⅰ'	P21 第5章 募集概要 3.(2) その他 a.技術的信頼性 (b) イ	過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出」とあるが、具体的にはどのような追加資料を提出する必要があるのか。また、貴社より要望された資料を種々の理由により提出できない場合、何かしらのペナルティは発生するのか。		応札いただいた調整力が、必要時に確実に供出いただけることを確認するため、過去に契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者については、契約電力未達となった原因や、これに対する改善内容等を確認できる資料を提出いただきます。 なお、資料提出いただけない場合等、確実に供出いただけることが確認できない場合は、契約締結できない場合もございます。
9	電源Ⅰ'	P21 第5章 募集概要 3.(2) その他 a.技術的信頼性 (b) イ	(原 案)過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を提供できることを証明する追加の資料提出 【質問】 貴社は電源Ⅰ' の調達実績がこれまでないため、契約電力未達時割戻料金の対象となる事業者は存在しないと理解しているが、当該事項は該当しないという認識で問題ないか。		2020年度向け公募における入札案件の審査過程においては、当該事項に該当する事業者が存在しない認識です。 ただし、2020年度の提供期間において当社が発動を指令し、当該契約電源等の応動実績が契約電力未達時割戻料金の対象となった場合には、提供期間内の次回の応動に備えて、契約電力を提供できることを証明する資料の提出を求めることがあります。
10	電源Ⅰ'	P23 第6章 応札方法	(原 案)応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に3部（本書1部、写し2部）提出してください。 (修正案)応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。	他社TSOで2部にしているところもあり、紙・印紙等の節約、実務効率化にも繋がるため。	社内検討の結果、提出書類は2部（本書1部、写し1部）とさせていただきます。

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	回答
11	電源 I'	P26 第7章 評価および落札案件決定の方法3 〔ステップ2〕非価格要素評価点の算定	(原 案)ただし、加点項目1は、当社が属地TSOとならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから加点評価いたしません。 (修正案)原案の削除、もしくは隣接・属地に関わらず、全て3時間に統一することをご検討いただきたい。また、上記意見4に関連し、同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業者には、非価格要素評価点の対象とするようご検討いただきたい。	隣接TSOエリアから広域調達されるリソースよりも、属地エリアで調達されるリソースに優位性が発生するため。当該優位性により、隣接TSOエリアリソースが広域調達されなかった場合、広域調達のメリットであるコスト低減が達成されなくなるため。また、3時間への統一は、将来の容量市場における発動指令電源との整合性が取れるため。	「指令から調整までが1時間未満」については、需給運用の柔軟性の観点から加点するものであり、一方、他エリアの電源等は、連系線の設定変更等のため、これを満たせないことから、加点評価を行わないものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。
12	電源 I'	P26 第7章 評価および落札案件決定の方法 [ステップ4]落札案件の仮決定	「応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ3の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし」とあるが、P34には一部供出電力を申し出ることが可能であるとある。応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件が、一部提供が可能な場合の調整契約電力を設定していた場合、一部提供が可能な場合の調整契約電力を先に考慮して、総合評価点を決定するという認識で間違いはないか。		ステップ4に「この際、入札書（様式1）の項目13に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定します。」と記載しているとおり、一部切り出しが可能な場合の調整力契約電力に係る応札も含めて総合評価点を決定いたします。
13	電源 I'	P40 第9章 その他3 (2)	専用線オンラインについては、発電設備、即ち電源のみが対象という理解で間違いはないか。もし、DRが対象となり得る場合、DRアグリゲータ事業者向けの専用線オンラインの費用負担額、工事に要する期間、工事の施工区分等、可能な範囲で詳細をご教示いただきたい。		専用線オンライン化工事の概要については弊社ホームページに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。なお、仕様詳細につきましては、別途協議をさせていただければと思いますので、問い合わせフォームよりお問合せください。 (調整力の公募) https://www.yonden.co.jp/nw/adjusting_power_supply/index.html

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	回答
14	電源Ⅰ'	P50 提出様式 d 電源等の運転実績について (様式4)	<p>(原 案)○応札された電源Ⅰ'廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。</p> <p>ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>また、応札者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>(修正案)○応札された電源Ⅰ'廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。落札事業者の運開準備に要する期間を考慮し、調整力発動試験の実施時期は、2020年3月以降に設定します。</p> <p>ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>また、応札者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。</p>	<p>2020年4月電源Ⅰ' 運開に向けて、①落札後に貴社との契約協議、②簡易指令システムの構築、③需要家との契約協議、④契約締結後の子メーター設置工事、⑤小売事業者とネガワット調整金に関する契約締結、等、運開準備作業が膨大にあり、特に④はベースライン見える化を実現するため、電源Ⅰ' 供出を技術的に担保するうえで必須。また、2019年度分の電源Ⅰ' が2020年2月末まで運用中のため、試験の実施は3月以降としていただきたい。"</p>	<p>安定供給の観点から、稀頻度の需給ひっ迫時における調整力として寄与いただくため、当社として契約開始時までにご準備が整っていることを確認させていただきます。</p>
15	電源Ⅰ'	P53 提出様式 e 運用要件に関わる事項 (様式5)	<p>(原 案) (作成にあたっての留意点) ○複数の発電機を集約して一体的に電源Ⅰ'廠気象対応調整力供出を行う場合、本様式は発電機毎に作成してください。</p> <p>【質問①】 需要家が所有している自家発電設備から逆潮流で電源Ⅰ' として供出する場合、集約することは可能か。</p> <p>【質問②】 集約が可能な場合、集約の制限等はあるか。</p> <p>例：他の逆潮流の自家発電設備との集約は可だが、逆潮流しないDRの需要家とは集約負荷、等</p> <p>【質問③】 集約の可否に関わらず、需要家が所有している自家発電設備が逆潮流で電源Ⅰ' に参加するにあたり、試験が必要になると理解しているが、試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるかご教示いただきたい。また、その際の手続きについてもご教示いただきたい。(例：売電契約とDRが並立している場合、売電契約として扱われるのか。) 参考：貴社が発動試験を義務付けない場合、弊社として当該需要家の電源Ⅰ' 供出の実効性を確認するため、社内で試験を実施することになるが、その場合の試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるか、手続きについてもご教示いただきたい。</p>		<p>【質問①について】 基本的には逆潮流により調整力を提供いただくものは、発電設備として応札いただくこととなります。なお、計量単位の集約を希望される場合は個別に協議させていただきます。</p> <p>【質問②について】 計量単位を集約する場合は、同一発電場所内の発電設備に限ります。</p> <p>【質問③について】 事前の試験に伴い供出される売電量の扱いは、電源Ⅰ' に係る契約では応じられません。別途、小売り電気事業者等との売電契約等を締結のうえ、それに基づいて扱われるものと認識しております。なお、新たに逆潮流が生じる場合は、系統連系手続きが必要となります。詳細については、弊社託送サービスセンターへお問い合わせください。</p>

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	回答
16	電源 I'	全般 契約書	<p>【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。</p> <p>例：kW・kWh・運用申告書等の書面を複数に分けずに一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等</p>	関係者全ての業務効率化のため	ご意見について承ります。具体的な契約書類等につきましては、契約締結時に別途協議させていただきます。